

熊本県森林環境保全整備事業実施要領の運用

〔平成 23 年 9 月 16 日 森整第 515 号〕
熊本県農林水産部森林局森林整備課長通知
最終改正：令和 6 年 10 月 18 日 森整第 536 号

森林環境保全整備事業の実施については、熊本県森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 6 月 5 日付け森整第 247 号。以下「要領」という。）に定めるもののほか、この運用に定めるところによる。

1 人工造林及び樹下植栽等

- (1) コンテナ苗及び大苗等の低コスト造林に資する人工造林の植栽本数については、1,000 本/ha 以上を補助の対象とする。
- (2) 標高 500m 以下かつ緩傾斜の林地及び非農地化した土地へのセンダンの植栽本数は、熊本県林業研究・研修センター等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、400 本/ha 以上を補助の対象とする。
- (3) 人工造林のうち拡大造林（天然林及び竹林を伐採し、または原野等の無立木地に苗木を植栽するもの。）については、真にやむを得ない事情^(※1)がある場合を除き、原則として補助の対象としない。
- (4) 人工造林のうち水田造林（その他の農地を含む。）又は非農地化した土地については、事前に農地転用の許可を受けているもの、もしくは農業委員会に対し「土地所有者が森林造成の意思を有するか否か」を照会し「森林造成の意思がある」旨の回答（書面）を得たうえで事業を行い、造林補助金申請書に「当該許可証等の写し」並びに別紙 1「水田造林（その他の農地を含む。）又は非農地化した土地における森林経営計画等の作成に関する同意書」を提出できるものを補助の対象とする。
- (5) 地拵え単独の申請は不可とする。
- (6) 特殊地拵えについては、スギ、ヒノキの人工林において、被害本数 500 本/ha 以上かつ 50m³/ha の被害がある場合のみ補助の対象とする。
- (7) 樹下植栽等における、不用萌芽については、不要萌芽本数が 2,000 本/ha 以上である場合のみ補助の対象とする。
- (8) 補植については、森林保険の損害調査が行われ、保険金が支払われた又は、支払われることが確実な箇所を補助対象とする。また、森林保険の加入の時期により森林保険の対象とならない場合は、林業普及指導員（検査員含む）や熊本県林業研究・研修センター等の専門機関が確認し、気象害と認められた場合のみ補助対象とする。

なお、病虫害被害については、病虫害対策を行った箇所を対象とし、対策費用は原則として補助の対象としない。

2 下刈り

- (1) 下刈りの目的に鑑み、適期に行われたものを補助の対象とする。
- (2) 省力・低コスト施業地に限らず、令和 4 年度以降の植栽地において行う 4 回目以降の下刈りについては、真にやむを得ない事情^(※2)がある場合を除き、補助の対象としない。
(目安：樹高が 2 m を超えたもの、草本類が低木中心で主林木の成長を妨げなくなったもの等)
- (3) 前項の確認のため、4 回目以降の下刈りについては、毎回、植栽木の樹高及び下草の種類と繁

茂状況が分かるよう撮影した着工前写真を補助金交付申請書に添付すること。なお、前回の下刈りの施行中写真により植栽木の樹高及び下草の種類と繁茂状況が確認できる場合は、前回の施行中写真の提出により替えることができる。（熊本県造林事業補助金等交付要項（以下、「要項」という。）第3条第11項の写真）

- (4) 現地状況を勘案のうえ、下刈りが必要とされる場合は10年生までを補助の対象とする。ただし、7年生以上の下刈りを行う場合（キャビティコンテナ苗及びその他低コスト造林に資する植栽については、6年生以上の下刈りを行う場合）は、下刈り実施前・後の状況写真を補助金交付申請書に添付すること。

なお、状況写真により下草等の繁茂状況が確認できない場合や主林木の成長に影響がないなど、下刈りの必要性が無いと判断される場合は、申請時に査定を行い、補助の対象期間であっても補助の対象としない。

- (5) 2回刈りは原則として補助の対象としないが、真にやむを得ない事情^(※3)がある場合のみ補助対象とする。
- (6) 更新伐の後に樹下植栽を行った林分における下刈の事業実施面積は、林分の区域面積に更新伐の伐採率を乗じて算定した面積とする。

3 枝打ち

- (1) 枝打ちの高さは、地際から1.5m以上を施行する場合補助の対象とする。
- (2) 枝打ち幅については、1.0m以上行われているものを補助の対象とする。

4 除伐

- (1) 侵入竹除去については、侵入竹の本数が500本/ha以上の場合に補助の対象とする。
- (2) 再生竹除去については、侵入竹除去を実施した翌年度の初日から起算して3年後の間までに実施したものを補助対象とする。

5 間伐

- (1) スギ、ヒノキの人工林を補助の対象とする。
- (2) 伐採率の上限は40%までとする。

ただし、保安林である場合は指定施業要件に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の限度を超えないこととする。

- (3) 地域森林計画区における伐採率の下限は、真にやむを得ない事情^(※4)がある場合を除き、下記のとおりとする。

- ・白川・菊池川、緑川、天草計画区 概ね25%
- ・球磨川計画区 概ね30%

- (4) 巻き枯らしによる間伐は補助の対象としない。

6 更新伐

- (1) スギ、ヒノキの人工林を補助の対象とする。
- (2) 更新の方法については、次のとおりとする。（別紙2「熊本県における更新伐の考え方」参照）

- ① 面積複層林施業の場合は、帯状伐採（伐採幅40m未満）又は群状伐採（1ha未満）と

し、伐区と伐区の上に 20m以上の幅で保護樹帯を設けること。なお、伐採率の上限は、50%とする。

- ② 面的複層林施業、人工林整理伐及び整理伐以外の更新伐（以下、「通常更新伐」という。）の伐採率の上限は、50%とする。

ただし、保安林である場合は指定施業要件に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の限度を超えないこととする。

- (3) 伐採率の下限は、真にやむを得ない事情^(※4)がある場合を除き、20%とする。
- (4) 整理伐及び巻き枯らしによる更新伐は補助の対象としない。
- (5) 通常更新伐は、伐採後速やかに更新を図る場合に補助対象とし、要領第6条第1項に基づき提出する事前計画の別記第7号様式の付表の1の2の更新伐の備考欄に更新方法及び時期を明記すること。（なお、速やかには、植栽経費の低減の観点から、伐採後概ね1年以内とする。）

また、補助金交付申請書に添付する別記第3号様式の備考欄に「通常」と記入すること。

- (6) 通常更新伐のうち、特定機能回復事業の場合は、天然更新によるものとし、補助金等交付申請書に添付する別記第3号様式の備考欄に「特定機能」と記入すること。

7 一貫作業

- (1) 隣り合う伐区の間が直線距離で平均樹高の2倍（おおむね50m）未満の場合は、同一伐区とみなし、1伐区の面積の合計に含めるものとする。この場合、伐区の合計面積が要領別表1の2の(4)に定める上限を超える場合は、補助の対象としない。
- (2) 要領別表1の2の(4)に規定する「伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出する恐れがある箇所ではないこと」とは、施行地の下流2km以内に人家及び公共施設等がないこととする。

8 附帯施設等整備

- (1) 附帯施設等整備について、附帯施設等整備単独での申請は不可とし、要領別表3のア～シの施業と同時に申請する。
- (2) 鳥獣害防止施設の防護柵について、真にやむを得ない事情^(※5)がある場合を除き、人工造林、樹下植栽等及び下刈りの附帯施設として一体的に実施するものを補助対象とする。なお、シカ等の被害防止の観点からできる限り人工造林等による植栽と同時に施行すること。
- (3) 附帯施設等整備における最低施行本数は次のとおりとする。
- ・剥皮防止材 400本/ha以上
 - ・ツリーシェルター 300本/ha以上
- (4) 荒廃竹林整備については、成林する竹林を全て除去した場合についてのみ補助対象とし、かつ成林する竹林の本数が400本/ha以上の場合に補助の対象とする。
- (5) 防護柵は、シカ等の潜り込みによる被害防止のため、スカートタイプの網目100mmを標準とする。なお、見回りの強化などにより防護柵の損傷を最小限に食い止め、被害防止が図られる場合は、直立タイプの網目100mm、直立タイプの網目150mm及びスカートタイプの網目150mmの使用もできるものとする。
- (6) 鳥獣害防止施設等整備における施設改良については、要領第13条の2の(10)のウのほか、次の要件を満たしていること。
- ① 1年に2回程度の点検を実施し、記録があること。

② 1箇所の事業費がおおむね 20 万円以上であること。

③所管する各広域本部（地域振興局）長（熊本市にあつては農林水産部長。以下「地域振興局長等」という。）に施行前に必要な書類を添え協議するものとし、その判断は地域振興局長等が行う。（任意様式）

(7) 剥皮防止資材、防護柵、ツリーシェルターの標準的な仕様は次のとおりとする。また、標準的な構造図は、別紙 3 のとおりとし、類似の製品等については、鳥獣害対策の実績のある製品とする。

・剥皮防止材（1 本当たり）

種 別	数 量	備 考
カバー	1枚	13mm目合 H=1,420mm W=900mm

・防護柵（100m 当たり）

①直立タイプ

種 別	数 量	備 考
ステンス入りネット	100m	100mm目合 H=1,800mm ϕ 0.19mm×8本
張りロープ	110m	ϕ 10mm
押さえロープ	110m	ϕ 8mm
アンカー杭	75本	L=400mm
被覆鋼管支柱	25本	ϕ 33mm H=2,400mm
ステンス入り補修糸	100m	ϕ 2.6mm

②スカートタイプ

種 別	数 量	備 考
ステンス入りネット	100m	100mm目合、H=1,800mm+W=600mm ϕ 0.19mm×8本
張りロープ	110m	ϕ 10mm
押さえロープ	110m	ϕ 8mm
アンカー杭	100本	L=400mm
被覆鋼管支柱	25本	ϕ 33mm H=2,400mm
ステンス入り補修糸	100m	ϕ 2.6mm

③ツリーシェルター（1 本当たり）

種 別	数 量	備 考
カバー	1本	ϕ 100mm H=1,700mm
支柱	1本	ϕ 16mm H=2,100mm
固定リング	3 個	ϕ 100mm
固定紐	3 本	W=4.3mm L=157mm

9 搬出材積

(1) 森林環境保全直接支援事業の間伐における 1 ha 当たり搬出材積は、「主として建築用材とし

て供される素材」並びに「チップ、合板及び木質バイオマス等の用途に供される素材（以下「その他の素材」という。）」とし、50m³/ha を超えるものについてはその他の素材についてのみ加算することができる。

なお、更新伐の場合はその他の素材について加算できないものとする。

(2) (1)におけるその他素材の丸太換算率は、針葉樹が1t 当たり 1.31m³、広葉樹が1t 当たり 1.03 m³ で換算するものとする。

(3) 素材の考え方については、次のとおりとする。

① 「主として建築用材として供される素材」とは、基本的に製材工場等が板類、ひき割類及びひき角類などに製材する材のことで、原木市場の選別において「直材」及び「やや曲がり材」として取り扱われる材のこと。

② 「チップ、合板及び市木質バイオマス等の用途に供される素材」とは、チップ工場や合板工場、農業用ハウス及び火力発電所などへ直接納入される材のこと。

また、原木市場で取り扱われている材のうち、市場経由でチップ、合板及び木質バイオマス等の用途に供されると判断される、大曲りや割れ、腐れなどの材についても、建築用材以外の材として計上して構わない。

なお、これ以外の新たな用途については、必要に応じて森林整備課と協議することとする。

10 森林作業道

(1) 森林作業道の工事を請負に付す場合は、入札等を実施して適正な価格に基づく事業の執行に努めなければならない。

(2) (1)の場合の入札等に際しては、見積等にかかる仕様書を閲覧に付し、管理基準をあらかじめ示すこととする。

また、「熊本県森林土木工事共通仕様書」及び「森林土木工事施工管理基準」は適用しないことを示し、一般土木工事と同等の管理基準を求めないことを周知のうえ、未然に不要な管理を排除して間接工事費の低減を図らなければならない。

(3) 要項第3条第10項の復旧の必要性が確認できる資料とは、災害報告を行った際の資料（写真含む）又は、被災した日時が分かる資料（最寄り気象観測所と被災箇所の位置関係が分かる図面、最寄りの気象観測所の最大24時間降雨量及び最大1時間降雨量、被災状況写真（撮影日入り）、森林作業道台帳）とする。

11 各種測量図面による現地確認の方法

(1) コンパス測量又は地球測位システム（GNSS）測量等（以下「GNSS 測量等」という。）により作成された図面については、現地検査の際に測量始点を含め、2点以上の測点を復元できるようにするものとする。

なお、施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。）で提出されたものは、現地検査（測量）を省略することができる。ただし、熊本県造林事業等しゅん工検査要領の基準を満たせないものは、現地で確認するものとする。

※オルソ画像については、現地に距離などの基準となるリボンテープやスタッフ等を設置し、ドロ

ーン等による撮影を行った際に比較ができるように努めること。

- (2) 森林計画図や林地台帳地図データをもとに作成された図面については、最新のデータと照合するとともに、道路等（森林作業道含む）の除外地の現況も確認し、申請に必要な図面を作成すること。また、除外地については、コンパス測量又はGNSS測量等により面積を計測すること。

12 その他

- (1) 森林法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」が必要な間伐等については、当該届出が市町村長に提出されているものを補助の対象とする。（市町村等からの適合通知等の写しを要する。）
- (2) 「真にやむを得ない事情がある場合」は、地域振興局長等に施行前に必要な書類を添え協議するものとし、その判断は地域振興局長等が行う。

なお、「真にやむを得ない事情」とは、下記のとおりとする。

- (※1) 保安林や市町村森林整備計画の公益的機能別施業森林で実施され、下流域の保全上、植替えや新植が必要と認められるもの

また、原野等の無立木地での植栽については、上記に加え、野焼きの影響を受けない箇所に限る。

- (※2) 下草の植生がツル、バラ類などの樹高に関係なく植栽木に被害を及ぼすと認められる場合や樹冠がうっ閉しており、下刈りを行わないと植栽木に被害を及ぼすと認められる場合

- (※3) 下刈り適期に施行した林分において、主林木の確実な成林のため2回刈りが必要と認められるもの

- (※4) 施行地の地形上、気象害等が予想されると認められるもの

- (※5) 隣接する林分においてシカ等による剥皮被害等が確認されるもの

別紙 1

水田造林（その他の農地を含む。）又は非農地化した土地における
森林経営計画等の作成に関する同意書

私は、 年度 月造林事業補助金等交付申請書（以下、申請書という。）に記載
されている事業について、次の事項に同意します。

1. 下記の申請箇所について、原則として地域森林計画の対象森林に編入された同一年度中に
森林経営計画等の対象森林とすること。
2. 熊本県知事が、申請書に記載されている関係市町村長に対し本同意書の写しを送付すると
ともに、下記の申請箇所を含む林班内又は区域内において森林経営計画等を作成しようとす
る者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

事業区分		事業種類			
市町村名	整理 番号	同意年月日	同意者住所	同意者氏名	印

注 1）本様式は熊本県森林環境保全整備事業実施要領の運用 1 の(4)の規定に該当する場合に使用し、補助金等交付申請書に添付すること。

なお、水田造林（その他の農地を含む。）又は非農地化した土地については、地域森林計画への編入作業が終わるまで森林経営計画及び特定間伐等促進計画を策定することができませんので、ご注意ください。（森林経営計画の属人計画を除く。）

注 2）森林経営計画等とは、森林経営計画及び特定間伐等促進計画をいう。

熊本県における更新伐の考え方

更新の目的	作業内容		対象森林 及び年齢級	伐採方法					更新方法		採択要件等		補助事 業名	査定 係数	
		作業種		面積要件	定性	帯状	群状	伐採率	人工 造林	天然 更新	運用	施業要件			
育成複層林の造成 及び育成		① 通常更新伐 ・ 不用木の除去 ・ 不良木の淘汰 ・ 支障木やあばれ木等の伐倒 ・ 搬出集積（森林環境保全直接支援事業のみ）	人工林 （～18 年齢級）	0.1ha～	○	○	—	20%※1 ～50%	○※2	—	1 年以内に再造林を行うこと。	10 m³/ha 以上の搬出	直接支援事業 森林環境保全	170	
			② 面的複層林施業	人工林 （10～18 年齢級）	おおむね 10ha～	—	○	○	20%※1 ～50%	○※2	○※3	森林環境保全整備事業計画において、「市町村が多様な森林整備を特に重点的に推進すべき地域に関する事項」に明示された森林であること。	10 m³/ha 以上の搬出	直接支援事業 森林環境保全	170
			③ 人工林整理伐	人工林 （～18 年齢級）	0.1ha～	○	○	○ （～0.05ha）	20%※1 ～50%	—	○※3		10 m³/ha 以上の搬出	直接支援事業 森林環境保全	170
												事業主体、森林所有者及び市町村長との協定が必要。		回復事業 特定機能	90～180
		天然林の質的・構造的な改善	④ 整理伐	天然林 （～18 年齢級）	0.1ha～	○	—	—	70%～	○	○			×	×

※1 地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 20%未満とすることが適切であると判断される場合は 10%とする。

※2 植栽樹種は、広葉樹のみを対象とする。

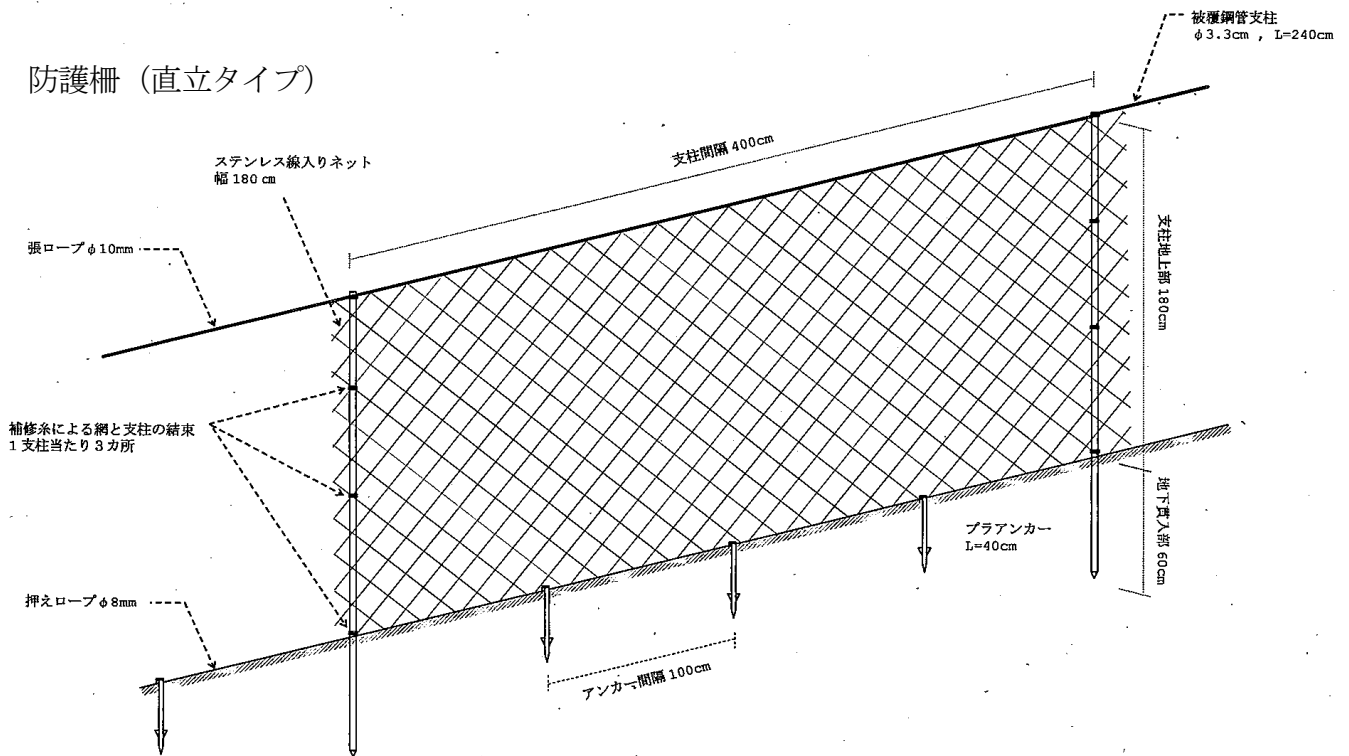
※3 更新伐の完了年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に更新されない場合は、植栽により速やかに更新を図ること。

※4 森林経営計画に基づいて行う場合は、標準伐期齢の 2 倍の林齢まで実施可能

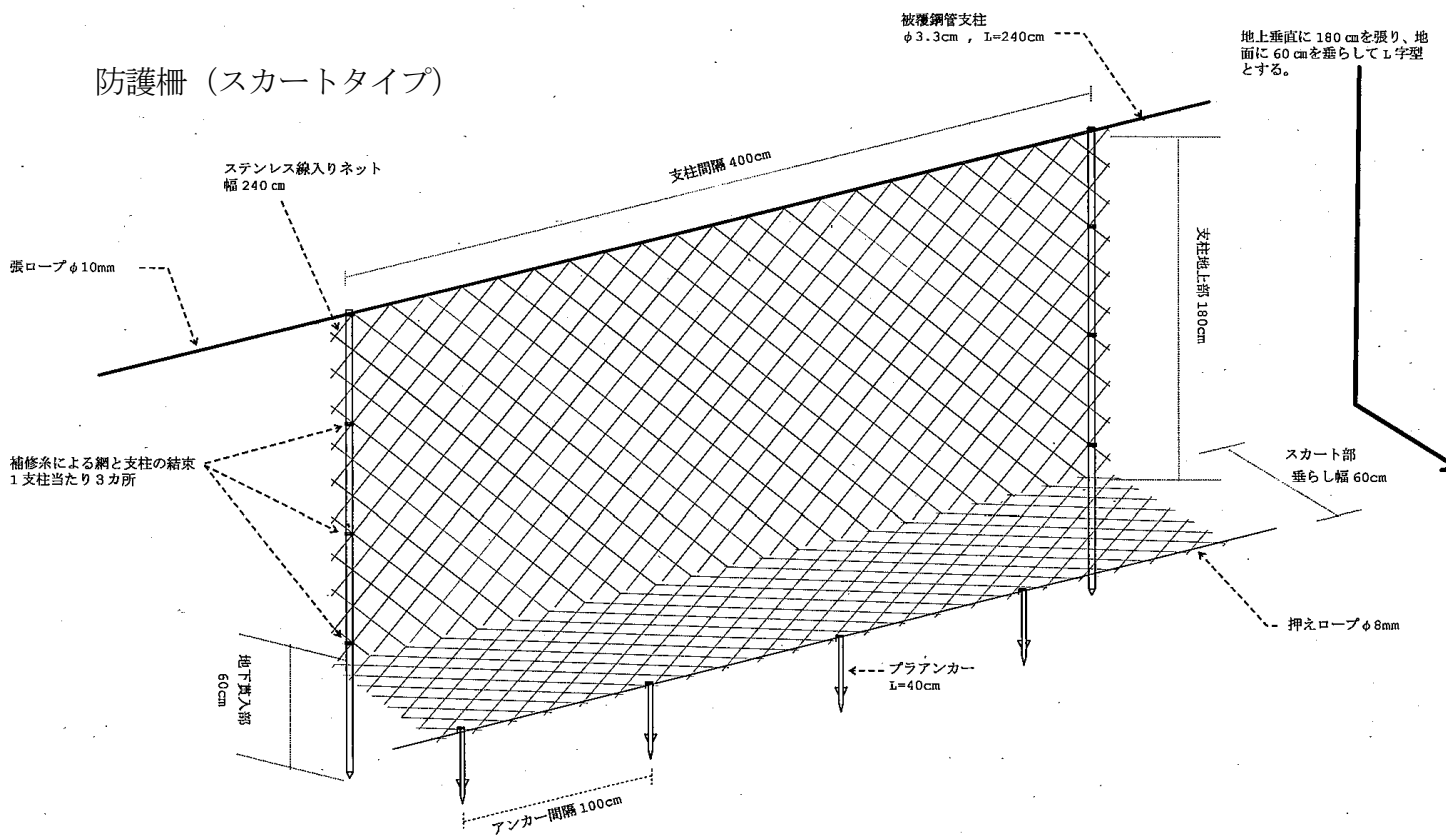
※5 保安林の場合は、指定施業要件に適合することとし、指定施業要件に定める伐採の限度を超えないこと。

別紙3 標準的な仕様図

防護柵（直立タイプ）



防護柵（スカートタイプ）



ツリーシェルター

